

【例①】初回通関分が「有償」の場合

(2022 年度証明書の返納用)

【公表様式第 4】

【例①】初回通関分が「有償」の場合の記入例／提出書類

2022 年度分関税割当返納確認書

(※) 2 通作成し提出してください。

2022 年 7 月 ●● 日

申請者氏名 (名 称)	フリガナ カブシキガイシャケイザイサンギョウ 株式会社経済産業				
法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 (※) 証明書に記載された 1 3 桁を記入する。印鑑証明書の番号は、1 2 桁のため使用しないこと。				
登記上住所又は 個人事業者の現住所	東京都千代田区霞が関 1 丁目 3 番 1 号				
実際の営業所住所 (上記住所のほかに 事業所がある場合)	東京都文京区湯島 4 丁目 6 番 1 5 号 湯島ビル 3 階 3 0 1 号室				
担当者氏名	経済 次郎	電話番号	03-3501-1659	F A X	03-3501-0997

(足・㎡)

割当物品	革靴	牛染	牛他	羊・やぎ
証明書番号	割当数量 (A)	通関数量 (B)	残数量 (A) - (B)	非該当数量(注4) (B)の内数
2022A第100●●●●号	350	350	0	0

注 1 用紙の大きさは、A 列 4 番とします。

2 この確認書は、各証明書(年度枠・保留枠・再割当)ごとに 2 通ずつ作成して下さい。

3 「割当数量」欄には、当初の割当数量を記載してください。変更があった場合には、当初の数量の下に、当初の数量から返納数量(返納数量が複数回ある場合はそれらの数量の和)を差し引いた数量をカッコ書きで記載して下さい。

4 「非該当数量」欄には、通関数量のうち、提出することができない輸入許可通知書等や自ら輸入によるものではない輸入許可通知書等があった場合には、その数量を記載してください。

(原則、提出は初回通関にかかる輸入許可通知書等のみですが、2 回目以降の輸入許可通知書等についても提出を求めることがあります。全ての通関分(証明書裏面の通関状況欄)を出力等し、保管してください)

「非該当数量」については、実績算定数量及び消化率算出の際に輸入通関数量とは、みなしませんので、後年度の割当数量が減少することがあります。予めご注意ください。

5 証明書の返納日は、右の受付印の日付となります。

6 審査の結果、数量に誤りが判明したときは、後日、訂正したものを提出していただくことがあります。

(添付書類) 提出前に申請者がチェック☑を入れて下さい。

☑ 皮革・革靴共通： 関税割当証明書(原本)

☑ 皮革・革靴共通： 輸入許可通知書(初回通関分。初回の輸入通関が無償の場合には、初回通関分の輸入許可通知書及び最初の有償に至るまでの輸入通関分の全ての輸入許可通知書。)

☑ 革靴のみ：返納用『自ら輸入』申告書(実績者/新規者・革靴のみ)【公表様式第 5】。また、年度における初回通関にかかる証明書の返納の場合は、同【公表様式第 5】と添付書類(インボイス等)の提出も必要です。

【注 1】ただし、2 回目以降の輸入通関分の輸入許可通知書を提出いただく場合がありますので、全ての通関分(証明書裏面の通関状況欄)の輸入許可通知書を出力等し、保管してください。また、提出依頼があった際には、速やかな御提出をお願いします。

■ 輸入許可通知書 <https://www.customs.go.jp/kaisei/tsutatsu/tsutatsu160331/N321.pdf>

【注 2】輸入通関後にお手元に届いていない場合は、通関業者に依頼等し入手してください。

【注 3】再割当証明書の場合は、原則、返納確認書 2 通及び初回通関分の輸入許可通知書のみ提出が必要です。ただし、年間を通じて、再割当証明書が初回通関(分)の場合は、輸入許可通知書、公表様式第 5、インボイス各々の写しが必要です。

なお、必要に応じて、全通関分について提出を求める場合があります。

【注】第 1 5 証明書の返納(2022 年度関税割当公表 p.18~)

証明書の発給を受けた者は、証明書が次のいずれか(1)~(3)の事由に該当したときは、その事実の発生した日から 1 か月以内(有効期間を延長した証明書は、2023 年度「年度枠」証明書受領日まで)に、証明書と提出書類を発給窓口へ提出(返納)しなければなりません。(1) 証明書の割当数量を全て使用した場合、(2) 証明書を使用しないこととなった場合、(3) 証明書の有効期間が満了した場合

【例①】初回通関分が「有償」
【公表様式第5】

【注】初回「有償」の輸入通関分の内容を記入してください。下記1～10等の全てを記入してください。

2022年度証明書

(※) 革靴について、2022年度の初回通関にあたる証明書の返納の場合、本様式【公表様式第5】の提出が必要です。

1	申請者氏名 (名 称)	(株) 経済産業 (※) 法人：登記された商号、(※) 個人事業者：本人氏名+(商号)		
2	申請者住所	東京都千代田区霞が関1丁目3番1号 (※) 法人：登記された本店住所(又は輸入業務を行う営業所住所) (※) 個人事業者：自治体に登録された印鑑登録証明書の住所(又は輸入業務を行う営業所住所)		
3	担当者氏名	経済 次郎 (電話番号) 03-3501-1659 (FAX) 03-3501-0997		
4	関税割当証明書番号	2022A第 100●●●号	割当数量	350 (足)
5	初回輸入通関に係る 輸入申告日・申告番号	申告日	2022年 5月 ●●日	申告番号 101●●●●●●●●
6	初回輸入通関に係る 輸入貨物の数量及び 申告価格(CIF)	数 量	(※) 関税割当証明書を使用して輸入した足数(同証明書裏面の初回の通関数量(足数))を記入。 100 (足)	
		申告価格	(※) 輸入許可通知書中の上記数量(足数)の該当欄の左列にある申告価格(CIF)を記入。 2,000,000 (円)	
7	初回輸入通関に係る 輸入貨物の送金日、送金 金額及び送金方法等	送金日	2022年 5月 ●●日 (※) 複数回の分割送金の場合には、分割送金毎の送金日を記入(例、①2022年5月●●日、②2022年6月●●日、③2022年7月●●日)。	
		送金金額	(通貨(US\$等の別)) JPY (金額) 2,000,000 (※1) US\$送金の場合は、US\$金額を記入。 (※2) 送金書類(例、送金依頼書)の送金額を記入(革靴以外の貨物代金や複数インボイスの分(金額)を合わせて送金している場合には、その金額(合計額)を記入)。 (※3) 複数回の分割送金の場合には、分割送金毎の送金額を記入(例、①100,000、②900,000、③1,000,000)。	
		送金方法	(TT、L/C等の別) TT送金 (金融機関名等) ●●●銀行	
8	初回輸入通関に係る 輸出者名及び住所	輸出者名	KEISAN CO, LTD	
		住 所	350 South Grand Avenue, Suite 1700, Los Angeles, CA 90071 U.S.A (国名等) 米国	
9	初回輸入通関に係る 契約締結年月日	2022年 4月 ●●日		
10	初回輸入通関に係る 契約相手方名及び住所	契約相手方名	輸出者に同じ (※) 契約先と輸出者が異なる場合は該当契約先を記入。	
		住 所	同上 (※) 契約先と輸出者が異なる場合は該当契約先の住所を記入。 (国名等) 同上	

上記の初回通関分をはじめ、革靴の関税割当証明書を使用した輸入通関の全ては、自己の営業のために「自ら輸入」したことに相違ないことを申告します。

また、申請受付後、申請のあった案件に関連する書類、帳簿、その他データの提出及び説明を求められた場合には、速やかにその求めに応じます。

2022年 7月 ●●日

会社名・商号等 (株) 経済産業

(フリガナ)

氏名(申請者又は代表権者等) (※) 役職と氏名の両方を記入。代表取締役

ケイザイ タロウ

経済 太郎

(添付書類) 提出前に申請者がチェック☑を入れて下さい。

☑ 初回通関分のインボイス (初回の輸入通関が無償の場合には、初回通関分のインボイス及び最初の有償による(至るまでの)輸入通関分のインボイス)

☑ 【公表様式第4】に添付した証明書の初回の輸入許可通知書の輸入が無償の場合には、初回の輸入許可通知書及び最初の有償に至るまでの輸入通関分の全ての輸入許可通知書

※ 輸入代金決済したことを証する書類(送金依頼書及び送金計算書の両方、送金関係を説明した補足書類)については、提出を省略しますが、必ず保管をお願いします。必要に応じて、全通関分について提出を求める場合があります。その際には速やかな提出をお願いします。インボイスについても、全通関分の提出を求める場合があります。

【例】

※証明書の原本（表裏の全て）

（NACCSシステムに登録した場合は「関税割当証明書システム管理終了結果情報」を併せて提出すること。）

※NACCSを必ず終了してください。

根拠法規	重油及び粗油等の関税割当制度に関する省令第2
主務官庁	経 済 産 業 省

関税割当証明書

証明書番号 2022A 第 100●●●号

法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 1 1 1

割当年月日 2022 年 4 月 27 日

期間満了日 2023 年 3 月 31 日

割当を受けた者

の氏名（名称） 経済産業株式会社 代表取締役 経済 太郎

割当を受けた者

の住所 東京都千代田区霞が関 1 - 3 - 1 電話番号 03-3501-1659

証明の内容

関 税 率 表 番 号	品 名	数 量 及 び 単 位
6 4 . 0 3 e x 6 4 . 0 4 e x 6 4 . 0 5 e x	革製及び革を用いた履物 (スポーツ用のもの及びスリッパを除く。)	※ 3 5 0 足

そ の 他 の 事 項

経済産業大臣

通 関 状 況 (品名)

有償

別紙様式 N-321 号

輸入許可通知書

代表税番 申告種別 区分 あて先税関 提出先 申告年月日 蔵置場所 申告番号
 予備申告 ☐ 申告予定年月日 本申告 ☐

輸入者
住所
電話
代理人
輸入取扱者
輸出者名
住所
輸出の委託者

初回有償の輸入通関（輸入申告）時の輸入許可通知書の写し

通関士コード

AWB番号 MAWB番号 貨物個数 個
 積載機名 入港年月日 貨物重量
 取卸港 積出地

品 名 数量

税科目 税額合計 欄数 納税額合計
 担保額 ☐
 口座 ☐ 直納 ☐ 都道府県
 納期限延長 ☐ BP申請事由
 たばこ登録 石油承認

通貨レート

記事1

記事2

社内整理番号
利用者整理番号

税関通知欄

関税法第67条の規定により、あなたが申告した貨物の輸入を許可します。

輸入許可日 審査終了日
 審査区分 事後審査
 延滞税合計

- (注) この申告に基づく処分について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して2月以内に税関長に対して異議申立てをすることができます。
- (注) この申告による課税標準又は納付すべき税額に誤りがあることがわかったときは、修正申告又は更正の請求をすることができます。なお、輸入の許可後、税関長の調査により、この申告による税額等を更正することがあります。

Commercial INVOICE					
(Date) : _____					
初回有償の輸入通関分（輸入申告）時のインボイスの写し					
(Shipper) : Name : Address : Country : TEL FAX			(Shipped Per) : (Terms of Payment) : (Remarks) : ☐ (Commercial value) ☐ (No Commercial value) ☐ ☐ ☐		
(Consignee) : Name : Address : Country : TEL FAX					
(Description)	(Country of Origin)	(Net Weight) Kg	(Quantity)	(Unit Price) US\$	(Total Amount) US\$
(Total)				US\$	
(Number of pieces) : _____ FOB C&F CIF (Gross weight) Kg : _____ (Signature) _____					